

千葉県バス対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の日常生活に欠くことのできないバス路線を中心とした生活交通の維持・確保・改善を図るため、地域の実情に応じた具体的な方策を協議する千葉県バス対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 協議会運営の基本方針

(2) 生活交通の維持・確保に関する方策

- ① 地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び千葉県バス運行対策費補助金に係る補助対象の選定及び計画
- ② バス路線退出後の生活交通の確保に関すること

(3) その他、地域交通に関して必要と認められる事項

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員のうち学識経験者については、知事が委嘱する。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、千葉県総合企画部国際・交通担当部長をもって充てる。

3 副会長は、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長をもって充てる。

4 会長は、協議会を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、定例の会議を開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第6条 協議会には、会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、協議会における協議事項、その他必要な事項について協議する。

4 幹事会に幹事長を置き、千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事からの申出があった場合その他必要に応じて幹事長が招集する。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条(2)の協議にあたり、地域の実情に応じた具体的な方策とするため、別表3のとおり各地域振興事務所及び千葉県総合企画部交通計画課に11の分科会を設置する。

- 2 分科会は、別表4に掲げる委員をもって構成する。
- 3 分科会に分科会長を置き、各地域振興事務所長(千葉分科会の場合は、千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長)をもって充てる。
- 4 分科会は、委員からの申出があった場合その他必要に応じて分科会長が招集する。
- 5 分科会長は、分科会を総括する。
- 6 分科会は、会の円滑な運営を図るため、分科会ワーキンググループを設置することができる。
- 7 市町村の廃置分合に伴い、別表3の各分科会の所管区域に変更が生じた場合は、千葉県行政組織条例(昭和32年9月10日条例第31号)第15条の3に定める地域振興事務所の所管区域に従い、変更されたものとみなす。

(運営)

第8条 協議会、幹事会及び分科会(以下「協議会等」という。)は、それぞれ座長を置き、会議の進行と運営の円滑化を図る。

- 2 座長は、それぞれ会長、幹事長及び分科会長(以下「会長等」という。)が務めるが、必要に応じて会長等が指名することができる。
- 3 会長等は、必要に応じてそれぞれ別表1、別表2及び別表4に掲げる委員以外の者を協議会等に出席させることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び幹事会の庶務(事務局)は、千葉県総合企画部交通計画課において担当する。

- 2 分科会の庶務(事務局)は、各地域振興事務所企画課(千葉分科会の場合は、千葉県総合企画部交通計画課)において担当する。

(協議結果)

第10条 分科会において協議した結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に会長が定める。

附 則 この要綱は、平成13年3月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成15年6月20日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年6月20日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年11月18日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年6月18日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和7年7月17日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

別表 1

(協議会)

役 職 等
千葉県総合企画部国際・交通担当部長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長
国土交通省関東運輸局自動車交通部長
千葉県市長会を代表する者
千葉県町村会を代表する者
一般社団法人千葉県バス協会長
学識経験者

別表 2

(幹事会)

役 職 等
千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長
地域振興事務所次長（全地域振興事務所）
国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）
千葉県市長会を代表する者
千葉県町村会を代表する者
一般社団法人千葉県バス協会専務理事

別表 3

分科会名	担当名	所管区域
千葉分科会	交通計画課	千葉市、市原市、本表に掲げる所管区域と千葉県外の区域にまたがる区域
葛南分科会	葛南地域振興事務所	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾分科会	東葛飾地域振興事務所	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛分科会	印旛地域振興事務所	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（酒々井町、栄町）
香取分科会	香取地域振興事務所	香取市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）
海匝分科会	海匝地域振興事務所	銚子市、旭市、匝瑳市
山武分科会	山武地域振興事務所	東金市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町）
長生分科会	長生地域振興事務所	茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
夷隅分科会	夷隅地域振興事務所	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
安房分科会	安房地域振興事務所	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
君津分科会	君津地域振興事務所	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

別表 4

(千葉分科会)

役 職 等
千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長
協議路線に係る地域振興事務所次長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）
協議路線に係る市町村の副市町村長又は交通担当課長
協議路線に係る事業者の責任者
一般社団法人千葉県バス協会専務理事

(千葉分科会以外の分科会)

役 職 等
地域振興事務所長
千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通担当課長
協議路線に係る地域振興事務所次長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）
協議路線に係る市町村の副市町村長又は交通担当部課長
協議路線に係る事業者の責任者
一般社団法人千葉県バス協会専務理事